

(別紙) 現在、金融庁電子申請・届出システムでご利用できない手続

| 根拠法令 | システム上の手続名称 |
|-------------------------|---|
| 保険業法第276条 (第280条第1項) | 協会による生命保険募集人の登録、変更、廃業等の届出(協会による生命保険募集人の登録の届出) |
| 金融商品取引法第64条第3項 | 登録金融機関の外務員の登録 |
| 金融商品取引法第64条の4 | 登録金融機関の外務員の登録事項の変更届出(登録を受けている外務員について金融商品取引法第64条第3項第3号イ又はロに掲げる事項に変更があったとき) |
| 金融商品取引法第64条の4 | 登録金融機関の外務員の登録事項の変更届出(登録を受けている外務員が、金融商品取引法第29条の4第1項第2号イに該当するおそれがあるものとして内閣府令で定める場合又は同項ロからリまでのいずれかに該当することとなったとき) |
| 金融商品取引法第64条の4 | 登録金融機関の外務員の登録事項の変更届出(登録を受けている外務員について、退職その他の理由により外務員の職務を行わないこととなったとき) |
| 金融商品取引法第64条の4第1号 | 金融商品取引業者等の外務員の登録事項の変更等の届出(登録を受けている外務員について、金融商品取引法第64条第3項第3号イ又はロに掲げる事項に変更があったとき) |
| 金融商品取引法第64条の4第2号及び第3号 | 金融商品取引業者等の外務員の登録事項の変更等の届出(登録を受けている外務員について、金融商品取引法第29条の4第1項第2号イに該当するおそれがあるものとして内閣府令で定める場合又は同号ロからリまでのいずれかに該当することとなったとき) |
| 金融商品取引法第64条の4第4号 | 金融商品取引業者等の外務員の登録事項の変更等の届出(登録を受けている外務員について、退職その他の理由により外務員の職務を行わないこととなったとき) |
| 金融商品取引法第64条第3項 | 金融商品取引業者等の外務員の登録 |